

北海道告示第11123号

北海道が令和5年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

令和5年8月8日

(経済部所管分 その10)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>1 新エネルギー設備導入支援事業 地域主導のエネルギー地産地消の取組を加速し、「ゼロカーボン北海道」の実現につなげていくため、地域のエネルギーと経済の地域循環により、持続可能な地域づくりに資する新エネルギー設備導入と、合わせて行う新エネルギーの導入効果を増大する省エネルギー設備の導入に対し、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>次のいずれかに該当する者とする。 (1)市町村 (2)市町村（複数の市町村も含む。）と法人、任意団体その他知事が適当と認めた者で構成された共同体 (3)道内に事務所又は事業所を有する法人（営利を目的とせず、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的として、継続的かつ自発的に行われる活動を行う法人その他の団体を含む。） (4) (3)に掲げる者を含む複数事業者による共同体</p>	<p>地域経済の活性化や地域振興への波及効果の高い新エネルギー設備の導入、又は、新エネルギー設備の導入と新エネルギー設備の導入に合わせて行う新エネルギーの導入効果を増大する省エネルギー設備の導入事業に要する経費で次に掲げるもの (1)賃金 (2)報償費 (3)旅費 (4)消耗品費 (5)印刷製本費 (6)通信運搬費 (7)使用料及び賃借料 (8)工事請負費（建築物に係る工事を含む。） (9)原材料費 (10)備品購入費 (11)その他知事が特に必要と認めた経費</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>経済第2号様式 経済第4号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 （申請者が市町村である場合を除く） 別に指示する様式</p>	<p>経済第2号様式 経済第4号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン産業課</p>		